

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「九十六万五千円」を「九十六万八千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区	分	報酬額
最高裁判所長官	最高裁判所判事	二、〇一六、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	東京高等裁判所判事	一、四七〇、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	その他の高等裁判所長官	一、三〇六、〇〇〇円
三号	二号	一号
九六八、〇〇〇円	一、〇三八、〇〇〇円	一、一七八、〇〇〇円

判

判

事

事

補

八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号
二八二、 二〇〇円	二九一、 四〇〇円	三〇七、 九〇〇円	三三一、 四〇〇円	三四三、 八〇〇円	三六七、 一〇〇円	三八九、 三〇〇円	四二三、 〇〇〇円	五一八、 〇〇〇円	五七六、 〇〇〇円	六三六、 〇〇〇円	七〇八、 〇〇〇円	八二〇、 〇〇〇円

簡易裁判所判事

九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号	九号
三四三、八〇〇円	三六七、一〇〇円	三八九、三〇〇円	四二三、〇〇〇円	四四〇、四〇〇円	五七六、〇〇〇円	六三六、〇〇〇円	七〇八、〇〇〇円	八二〇、〇〇〇円	二四四、〇〇〇円	二四九、四〇〇円	二五四、八〇〇円	二六三、五〇〇円

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(給与の内扱)

十 七 号	十 六 号	十 五 号	十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号
						二九一、四〇〇円	三三二、四〇〇円
						二八二、二〇〇円	三〇七、九〇〇円
						二六三、五〇〇円	
						二五四、八〇〇円	
						二四九、四〇〇円	
			二四四、〇〇〇円				

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給との内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(新旧対照条文)

(傍線の部分は改正部分)

○ 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)

改 正 案

現 行

附 則

第十五条 簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、九十六万八千円とすることができる。

別表(第二条関係)

		区 分	報酬月額
二号	一号	最高裁判所長官	最高裁判所判事
	一、〇三八、〇〇〇円	一、一七八、〇〇〇円	一、三〇六、〇〇〇円
	二号	その他他の高等裁判所長官	東京高等裁判所長官

別表(第二条関係)

		区 分	報酬月額
二号	一号	最高裁判所長官	最高裁判所判事
	一、〇三五、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円	一、三〇二、〇〇〇円
	二号	その他他の高等裁判所長官	東京高等裁判所長官

第十五条 簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、九十六万五千円とすることができる。

判事							判事						
補							事						
七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	九六八、〇〇〇円
二九一、四〇〇円	三〇七、九〇〇円	三二二、四〇〇円	三四三、八〇〇円	三六七、一〇〇円	三八九、三〇〇円	四二三、〇〇〇円	五一八、〇〇〇円	五七六、〇〇〇円	六三六、〇〇〇円	七〇八、〇〇〇円	八二〇、〇〇〇円	九六八、〇〇〇円	

判事							判事						
補							事						
七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	九六五、〇〇〇円
二八七、五〇〇円	三〇四、七〇〇円	三一九、八〇〇円	三四一、六〇〇円	三六四、九〇〇円	三八七、八〇〇円	四二一、五〇〇円	五一六、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円	九六五、〇〇〇円	

八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号
三六四, 九〇〇田	三八七, 八〇〇田	四二一, 五〇〇田	四三八, 九〇〇田	五七四, 〇〇〇田	六三四, 〇〇〇田	七〇六, 〇〇〇田	八一八, 〇〇〇田	九一七, 七〇〇田
三八九, 三〇〇田	四三三, 〇〇〇田	五四〇, 〇〇〇田	六三六, 〇〇〇田	七〇八, 〇〇〇田	八一〇, 〇〇〇田	九一九, 四〇〇田	一〇一, 〇〇〇田	一一四, 〇〇〇田
三六七, 一〇〇田	三八九, 三〇〇田	四三三, 〇〇〇田	五四〇, 〇〇〇田	六三六, 〇〇〇田	七〇八, 〇〇〇田	八一〇, 〇〇〇田	九一九, 四〇〇田	一一五, 五〇〇田
一一八, 〇〇〇田	一一九, 一〇〇田	一一一, 一〇〇田	一一二, 一〇〇田	一一三, 一〇〇田	一一四, 一〇〇田	一一五, 一〇〇田	一一六, 一〇〇田	一一七, 一〇〇田

八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号
三六四, 九〇〇田	三八七, 八〇〇田	四二一, 五〇〇田	四三八, 九〇〇田	五七四, 〇〇〇田	六三四, 〇〇〇田	七〇六, 〇〇〇田	八一八, 〇〇〇田	九一七, 七〇〇田
三八九, 三〇〇田	四三三, 〇〇〇田	五四〇, 〇〇〇田	六三六, 〇〇〇田	七〇八, 〇〇〇田	八一〇, 〇〇〇田	九一九, 四〇〇田	一一四, 〇〇〇田	一一五, 五〇〇田
三六七, 一〇〇田	三八九, 三〇〇田	四三三, 〇〇〇田	五四〇, 〇〇〇田	六三六, 〇〇〇田	七〇八, 〇〇〇田	八一〇, 〇〇〇田	九一九, 四〇〇田	一一六, 一〇〇田
一一八, 〇〇〇田	一一九, 一〇〇田	一一一, 一〇〇田	一一二, 一〇〇田	一一三, 一〇〇田	一一四, 一〇〇田	一一五, 一〇〇田	一一六, 一〇〇田	一一七, 一〇〇田

簡易裁判所判事

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号
二四四、〇〇〇円	二四九、四〇〇円	二五四、八〇〇円	二六三、五〇〇円	二八一、二〇〇円	二九一、四〇〇円	三〇七、九〇〇円	三二二、四〇〇円	三四三、八〇〇円

簡易裁判所判事

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号
二三七、七〇〇円	二四三、四〇〇円	二四九、二〇〇円	二五八、〇〇〇円	二七八、〇〇〇円	二八七、五〇〇円	三〇四、七〇〇円	三一九、八〇〇円	三四一、六〇〇円

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「六十三万四千円」を「六十三万六千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区	分	俸	給	月	額
檢	事	一、四七〇、	〇〇〇	円	
次	長	一、二〇三、	〇〇〇	円	
東	京	一、三〇六、	〇〇〇	円	
高	等	一、二〇三、	〇〇〇	円	
檢	察	一、一七八、	〇〇〇	円	
そ	の	一、〇三八、	〇〇〇	円	
他	の	九六八、	〇〇〇	円	
檢	事				
事	長				
長					
号	号				
三	二				
号	号				
一					

検

事

十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号
二八二、二〇〇円	二九一、四〇〇円	三〇七、九〇〇円	三三二、四〇〇円	三四三、八〇〇円	三六七、一〇〇円	三八九、三〇〇円	四二三、〇〇〇円	五一八、〇〇〇円	五七六、〇〇〇円	六三六、〇〇〇円	七〇八、〇〇〇円	八二〇、〇〇〇円

副

検

事

九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	二 十 号	十 九 号	十 八 号	十 七 号
三〇七、 九〇〇円	三三二、 四〇〇円	三四三、 八〇〇円	三六七、 一〇〇円	三八九、 三〇〇円	四二三、 〇〇〇円	四四〇、 四〇〇円	五一八、 〇〇〇円	五七六、 〇〇〇円	二四四、 〇〇〇円	二四九、 四〇〇円	二五四、 八〇〇円	二六三、 五〇〇円

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号
二二六、五〇〇円	二三三、〇〇〇円	二四四、〇〇〇円	二四九、四〇〇円	二五四、八〇〇円	二六三、五〇〇円	二八二、二〇〇円	二九一、四〇〇円

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(給与の内訳)

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給との内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○ 檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）

（傍線の部分は改正部分）

検察官の俸給等に関する法律の一一部を改正する法律案新旧対照条文

		改 正 案			
		附 則			
二 号	一 号	東 京 高 等 檢 察 廳 檢 事 長	そ の 他 の 檢 事 長	次 長 檢 事	檢 事 總 長
		一、一〇三八、〇〇〇円	一、一七八、〇〇〇円	一、三〇六、〇〇〇円	一、四七〇、〇〇〇円

		現 行			
		附 則			
二 号	一 号	東 京 高 等 檢 察 廳 檢 事 長	そ の 他 の 檢 事 長	次 長 檢 事	檢 事 總 長
		一、一〇三五、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円	一、三〇二、〇〇〇円	一、四六六、〇〇〇円

第三条 副検事の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第一条の規定にかかわらず、六十三万六千円とすることができる。

第三条 副検事の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、六十三万四千円とすることができる。

第三条 副検事の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、六十三万四千円とすることができる。

別表（第二条関係）

別表（第二条関係）

検

事

十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号
二九一、四〇〇円	三〇七、九〇〇円	三二二、四〇〇円	三四三、八〇〇円	三六七、一〇〇円	三八九、三〇〇円	四二三、〇〇〇円	五一八、〇〇〇円	五七六、〇〇〇円	六三六、〇〇〇円	七〇八、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円	九六八、〇〇〇円

検

事

十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号
二八七、五〇〇円	三〇四、七〇〇円	三一九、八〇〇円	三四一、六〇〇円	三六四、九〇〇円	三八七、八〇〇円	四二一、五〇〇円	五一六、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円	九六五、〇〇〇円

八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	二十 号	十九 号	十八 号	十七 号	十六 号
三二二、四〇〇円	三四三、八〇〇円	三六七、一〇〇円	三八九、三〇〇円	四二三、〇〇〇円	四四〇、四〇〇円	五一八、〇〇〇円	五六六、〇〇〇円	二四四、〇〇〇円	二四九、四〇〇円	二五四、八〇〇円	二六三、五〇〇円	二八二、二〇〇円

八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	二十 号	十九 号	十八 号	十七 号	十六 号
三一九、八〇〇円	三四一、六〇〇円	三六四、九〇〇円	三八七、八〇〇円	四二一、五〇〇円	四三八、九〇〇円	五一六、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	二三七、七〇〇円	二四三、四〇〇円	二四九、二〇〇円	二五八、〇〇〇円	二七八、〇〇〇円

副

検

事

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号
二三六、五〇〇円	二三三、〇〇〇円	二四四、〇〇〇円	二四九、四〇〇円	二五四、八〇〇円	二六三、五〇〇円	二八二、二〇〇円	二九一、四〇〇円	三〇七、九〇〇円

副

検

事

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号
二二八、八〇〇円	二二六、五〇〇円	二三七、七〇〇円	二四三、四〇〇円	二四九、二〇〇円	二五八、〇〇〇円	二七八、〇〇〇円	二八七、五〇〇円	三〇四、七〇〇円

裁判官報酬法の一部を改正する法律案
検察官俸給法の一部を改正する法律案

—御説明資料—

令和5年8月
法務省

目 次

- 裁判官報酬法及び検察官俸給法の改正趣旨について 1
- 給与勧告の骨子 2
- 裁判官・検察官の報酬・俸給月額等対比表（対応金額スライド方式） 4
- 報酬・俸給月額引上げの算定方法について 5

裁判官報酬法及び検察官俸給法の改正趣旨について

令和5年8月7日、人事院は、国会及び内閣に対し、民間給与との較差（0.96%）を解消するため、俸給月額の引上げを内容とする一般職の職員の給与改定を勧告した。

これに伴い、裁判官及び検察官の報酬・俸給月額についても、その対応する一般の政府職員の俸給表に準じて、裁判官・検察官の報酬・俸給月額を1,500円から7,700円引上げる改定を行うこととしたものである。

本年の給与勧告のポイント ~過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ~

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以來33年ぶり
官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な待遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持するまでの基盤
- ・主な給与決定要素を挙えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

2 給与改定の内容と考え方 [実施時期:令和5年4月1日(ボーナスは、法律の公布日)]

月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定 [内訳:俸給 3,431円 はね返り分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

- ・民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
 - ◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を遞減させる形で引上げ改定
 - (平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般的の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20月(支給済み)	1.25月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00月(支給済み)	1.05月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225月	1.225月
以降 勤勉手当	1.025月	1.025月

その他

- ・初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の待遇を確保する観点から、所要の改定
- ・委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

- ◇ 勘告後の平均給与（行政職俸給表（一））月額 407,884円（+3,869円、+0.96%）、年間給与 6,731,000円（+105,000円、+1.6%）
- ◇ 勘告後の初任給（行政職俸給表（一））総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年の勘告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表（別添参照）

【別添】給与制度のアップデート 概要

公務員人事管理に関する報告の中で記述

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

} の調和

様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ（包摂的）な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案（主な取組事項）

1

人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

① 新規学卒者、若手・中堅職員の待遇

- ・ 新卒初任給の引上げ
- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

② 民間人材等の待遇

- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ（再掲）
- ・ 特定期限付職員のボーナス拡充
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2

組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい待遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化

① 役割や活躍に応じた待遇

- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ（再掲）
- ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ（再掲）

② 円滑な配置等への対応

- ・ 地域手当の大くくり化
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3

働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し

- ・ 扶養手当の見直し
- ・ テレワーク関連手当の新設【本年勘告】
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給（再掲）
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し（再掲）

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カープの在り方等については、引き続き分析・研究・検討 10

裁判官・検察官の報酬・俸給月額等対比表（対応金額スライド方式）（令和5年4月較差改正）

官職・号俸		報酬・俸給月額				
裁判官	検察官	現行（円）	改正案（円）	差額		
最高裁長官		2,010,000	2,016,000	6,000		
最高裁判事	検事総長	1,466,000	1,470,000	4,000		
東京高裁長官		1,406,000	1,410,000	4,000		
その他の高裁長官	東京高検検事長	1,302,000	1,306,000	4,000		
	次長検事 その他検事長	1,199,000	1,203,000	4,000		
判 1	検 1	1,175,000	1,178,000	3,000		
判 2	検 2	1,035,000	1,038,000	3,000		
判 3	簡 特	検 3	965,000	968,000	3,000	
判 4	簡 1	検 4	818,000	820,000	2,000	
判 5	簡 2	検 5	706,000	708,000	2,000	
判 6	簡 3	検 6	副・特	634,000	636,000	2,000
判 7	簡 4	検 7	副 1	574,000	576,000	2,000
判 8		検 8	副 2	516,000	518,000	2,000
	簡 5		副 3	438,900	440,400	1,500
補 1	簡 6	検 9	副 4	421,500	423,000	1,500
補 2	簡 7	検 10	副 5	387,800	389,300	1,500
補 3	簡 8	検 11	副 6	364,900	367,100	2,200
補 4	簡 9	検 12	副 7	341,600	343,800	2,200
補 5	簡 10	検 13	副 8	319,800	322,400	2,600
補 6	簡 11	検 14	副 9	304,700	307,900	3,200
補 7	簡 12	検 15	副 10	287,500	291,400	3,900
補 8	簡 13	検 16	副 11	278,000	282,200	4,200
補 9	簡 14	検 17	副 12	258,000	263,500	5,500
補 10	簡 15	検 18	副 13	249,200	254,800	5,600
補 11	簡 16	検 19	副 14	243,400	249,400	6,000
補 12	簡 17	検 20	副 15	237,700	244,000	6,300
			副 16	226,500	233,000	6,500
			副 17	218,800	226,500	7,700

報酬・俸給月額引上げの算定方法について

- 1 裁判官・検察官の報酬・俸給月額については、従前より、その対応する特別職及び一般職の俸給表の俸給月額と同じ改定率で改定額を定めている（対応金額スライド方式）。平成18年度の一般的政府職員の給与構造の改革により、行政職俸給表における職務の級の統合や号俸のカット、指定職俸給表における一部号俸のカットが行われたが、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額については、給与構造改革前から対応する一般的政府職員の俸給表の改定率と同様の改定率で改定することとしており、今回も従前どおり改定を行うものである。
- 2 今回の一般職の俸給月額の改定に伴う報酬・俸給月額の改定対象のうち、給与構造改革後も、それまで対応していた指定職俸給表及び行政職俸給表（一）の号俸がカットされず、残存したもの（判事1～5号、簡裁判事特号、1号、2号、検事1～5号）については、その対応する俸給表の俸給月額と同じ改定率で改定額を定めている。
他方、給与構造改革により、それまで対応していた指定職俸給表及び行政職俸給表（一）の号俸がカットされたもの（判事6～8号、判事補1～10号、簡裁判事3～15号、検事6～18号、副検事特号、1～13号、16号）については、それまで対応していた号俸の俸給月額に、切替後の号俸の改定率を乗じて仮定号俸の俸給月額を算出した上で、この仮定号俸の俸給月額に当該切替後の号俸の今回の改定率を乗じて算出した仮定俸給月額を用いて対応金額スライド方式により、改定後の報酬・俸給月額を算出している。

裁判官及び検察官の改定報酬月額の算出基礎

◎ 最高裁長官

(現行)		(改定)	
内閣総理大臣	(2,010,000)	0	内閣総理大臣
最高裁長官	(2,010,000)	0	最高裁長官

◎ 最高裁判事・検事総長

(現行)		(改定)	
国務大臣等	(1,466,000)	0	国務大臣等
最高裁判事			最高裁判事
検事総長	(1,466,000)		検事総長

◎ 東京高裁長官

(現行)		(改定)	
内閣法制局長官等	(1,406,000)	0	内閣法制局長官等
東京高裁長官	(1,406,000)		東京高裁長官

◎ その他の高裁長官・東京高検検事長

(現行)		(改定)	
内閣法制局長官等	(1,406,000)	207,000	内閣法制局長官等
その他の高裁長官			その他の高裁長官
東京高検検事長	(1,302,000)	103,000	東京高検検事長
大臣政務官等	(1,199,000)		大臣政務官等
		X = 1,203,000 + 207,000 ×	
		= 1,306,000.00	
		= 1,306,000	

◎ 次長検事・その他検事長

(現行)		(改定)	
大臣政務官等	(1,199,000)	0	大臣政務官等
次長検事	(1,199,000)		次長検事

◎ 判事1号・検事1号

(現行)		(改定)	
指定職8号俸	(1,175,000)	0	指定職8号俸
判事1号			判事1号
検事1号	(1,175,000)		検事1号

◎ 判事2号・検事2号

(現行)		(改定)	
指定職6号俸	(1,035,000)	0	指定職6号俸
判事2号			判事2号
検事2号	(1,035,000)		検事2号

◎ 判事3号・検事3号・簡裁判事特号

(現行)		(改定)	
指定職5号俸	(965,000)	0	指定職5号俸
判事3号			判事3号
検事3号	(965,000)		検事3号

◎ 判事4号・検事4号・簡裁判事1号

(現行)		(改定)	
指定職3号俸	(818,000)	0	指定職3号俸
判事4号			判事4号
検事4号	(818,000)		検事4号

◎ 判事 5 号・検事 5 号・簡裁判事 2 号

(現行)		(改定)	
指定職 1 号俸	(706,000)	0	指定職 1 号俸
判事 5 号			判事 5 号
検事 5 号	(706,000)		検事 5 号

◎ 判事 6 号・検事 6 号・簡裁判事 3 号・副検事特号

(現行)		(改定)	
旧指定職 3 号俸	(634,000)	0	旧指定職 3 号俸
判事 6 号			判事 6 号
検事 6 号	(634,000)		検事 6 号

旧指定職 3 号俸

- ①切替号俸である現指定職 1 号俸の改定率を乗じ ($634,000 \times 708,000 / 706,000 - 634,000 = 1,796$)、四捨五入 ($1,796 \rightarrow 2,000$)
 ②現指定職 1 号俸の改定状況 (2,000円増額) とバランスがとれているので調整しない

◎ 判事 7 号・検事 7 号・簡裁判事 4 号・副検事 1 号

(現行)		(改定)	
旧指定職 2 号俸	(574,000)	0	旧指定職 2 号俸
判事 7 号			判事 7 号
検事 7 号	(574,000)		検事 7 号

旧指定職 2 号俸

- ①切替号俸である現指定職 1 号俸の改定率を乗じ ($574,000 \times 708,000 / 706,000 - 574,000 = 1,626$)、四捨五入 ($1,626 \rightarrow 2,000$)
 ②現指定職 1 号俸の改定状況 (2,000円増額) とバランスがとれているので調整しない

◎ 判事 8 号・検事 8 号・副検事 2 号

(現行)		(改定)	
旧指定職 1 号俸	(516,000)	0	旧指定職 1 号俸
判事 8 号			判事 8 号
検事 8 号	(516,000)		検事 8 号

旧指定職 1 号俸

- ①切替号俸である現指定職 1 号俸の改定率を乗じるが ($516,000 \times 708,000 / 706,000 - 516,000 = 1,462$)
 ②旧指定職 1 号俸は旧指定職 2 号俸よりも下位の号俸であるところ、旧指定職 2 号俸の改定状況 (2,000円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 ($1,462 \rightarrow 2,000$)

◎ 簡裁判事 5 号・副検事 3 号

(現行)		(改定)	
旧11級 6 号俸	(445,800)	12,700	旧11級 6 号俸
簡裁判事 5 号			簡裁判事 5 号
副検事 3 号	(438,900)	5,800	副検事 3 号
旧11級 5 号俸	(433,100)		旧11級 5 号俸
			X = 434,600 + 12,700 ×
			= 440,400.00
			= <u>440,400</u>

旧11級 6 号俸

- ①切替号俸である現9級 1 号俸の改定率を乗じ ($445,800 \times 459,900 / 458,400 - 445,800 = 1,459$)、四捨五入 ($1,459 \rightarrow 1,500$)
 ②現 9 級 1 号俸の改定状況 (1,500円増額) とバランスがとれているので調整しない

旧11級 5 号俸

- ①切替号俸である現9級 1 号俸の改定率を乗じるが ($433,100 \times 459,900 / 458,400 - 433,100 = 1,417$)
 ②旧11級 5 号俸は旧11級 6 号俸よりも下位の号俸であるところ、旧11級 6 号俸の改定状況 (1,500円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 ($1,417 \rightarrow 1,500$)

◎ 判事補 1 号・検事 9 号・簡裁判事 6 号・副検事 4 号

(現行)		(改定)	
旧11級 5 号俸	(433,100)	12,600	旧11級 5 号俸
判事補 1 号			判事補 1 号
検事 9 号	(421,500)	1,000	検事 9 号
旧11級 4 号俸	(420,500)		旧11級 4 号俸
			X = 422,000 + 12,600 ×
			= 423,000.00
			= <u>423,000</u>

旧11級 5 号俸：前述のとおり

旧11級 4 号俸

- ①切替号俸である現9級 1 号俸の改定率を乗じるが ($420,500 \times 459,900 / 458,400 - 420,500 = 1,376$)
 ②旧11級 4 号俸は旧11級 5 号俸よりも下位の号俸であるところ、旧11級 5 号俸の改定状況 (1,500円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 ($1,376 \rightarrow 1,500$)

◎ 判事補 2 号・検事 10 号・簡裁判事 7 号・副検事 5 号

(現行)		(改定)	
旧11級 2 号俸	(394,400)	12,800	旧11級 2 号俸
判事補 2 号			判事補 2 号
検事 10 号	(387,800)	6,200	検事 10 号
旧11級 1 号俸	(381,600)		旧11級 1 号俸
			(X)
			X = 383,100 +
			= 389,300.00
			= <u>389,300</u>

旧11級 2 号俸

- ①切替号俸である現 9 級 1 号俸の改定率を乗じるが $(394,400 \times 459,900 / 458,400 - 394,400 = 1,291)$
 ②旧11級 2 号俸は旧11級 4 号俸よりも下位の号俸であるところ、旧11級 4 号俸の改定状況 (1,500円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 $(1,291 \rightarrow 1,500)$

旧11級 1 号俸

- ①切替号俸である現 9 級 1 号俸の改定率を乗じるが $(381,600 \times 459,900 / 458,400 - 381,600 = 1,249)$
 ②旧11級 1 号俸は旧11級 2 号俸よりも下位の号俸であるところ、旧11級 2 号俸の改定状況 (1,500円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 $(1,249 \rightarrow 1,500)$

◎ 判事補 3 号・検事 11 号・簡裁判事 8 号・副検事 6 号

(現行)		(改定)	
旧10級 4 号俸	(375,000)	11,200	旧10級 4 号俸
判事補 3 号			判事補 3 号
検事 11 号	(364,900)	1,100	検事 11 号
旧10級 3 号俸	(363,800)		旧10級 3 号俸
			(X)
			X = 366,000 +
			= 367,100.00
			= <u>367,100</u>

旧10級 4 号俸

- ①切替号俸である現 8 級 1 号俸の改定率を乗じるが $(375,000 \times 410,300 / 408,100 - 375,000 = 2,022)$
 ②現 8 級 1 号俸の改定状況 (2,200円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 $(2,022 \rightarrow 2,200)$

旧10級 3 号俸

- ①切替号俸である現 8 級 1 号俸の改定率を乗じるが $(363,800 \times 410,300 / 408,100 - 363,800 = 1,961)$
 ②旧10級 3 号俸は旧10級 4 号俸よりも下位の号俸であるところ、旧10級 4 号俸の改定状況 (2,200円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 $(1,961 \rightarrow 2,200)$

◎ 判事補 4 号・検事 12 号・簡裁判事 9 号・副検事 7 号

(現行)		(改定)	
旧10級 2 号俸	(352,500)	11,000	旧10級 2 号俸
判事補 4 号			判事補 4 号
検事 12 号	(341,600)	100	検事 12 号
旧10級 1 号俸	(341,500)		旧10級 1 号俸
			(X)
			X = 343,700 +
			= 343,800.00
			= <u>343,800</u>

旧10級 2 号俸

- ①切替号俸である現 8 級 1 号俸の改定率を乗じるが $(352,500 \times 410,300 / 408,100 - 352,500 = 1,900)$
 ②旧10級 2 号俸は旧10級 3 号俸よりも下位の号俸であるところ、旧10級 3 号俸の改定状況 (2,200円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 $(1,900 \rightarrow 2,200)$

旧10級 1 号俸

- ①切替号俸である現 8 級 1 号俸の改定率を乗じるが $(341,500 \times 410,300 / 408,100 - 341,500 = 1,841)$
 ②旧10級 1 号俸は旧10級 2 号俸よりも下位の号俸であるところ、旧10級 2 号俸の改定状況 (2,200円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 $(1,841 \rightarrow 2,200)$

◎ 判事補 5 号・検事 13 号・簡裁判事 10 号・副検事 8 号

(現行)		(改定)	
旧 9 級 2 号俸	(319,900)	11,100	旧 9 級 2 号俸
判事補 5 号			判事補 5 号
検事 13 号	(319,800)	11,000	検事 13 号
旧 9 級 1 号俸	(308,800)		旧 9 級 1 号俸
			(X)
			X = 311,400 +
			= 322,400.00
			= <u>322,400</u>

旧 9 級 2 号俸

- ①切替号俸である現 7 級 1 号俸の改定率を乗じるが $(319,900 \times 365,500 / 362,900 - 319,900 = 2,292)$
 ②現 7 級 1 号俸の改定状況 (2,600円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 $(2,292 \rightarrow 2,600)$

旧 9 級 1 号俸

- ①切替号俸である現 7 級 1 号俸の改定率を乗じるが $(308,800 \times 365,500 / 362,900 - 308,800 = 2,212)$
 ②旧 9 級 1 号俸は旧 9 級 2 号俸よりも下位の号俸であるところ、旧 9 級 2 号俸の改定状況 (2,600円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 $(2,212 \rightarrow 2,600)$

◎ 判事補6号・検事14号・簡裁判事11号・副検事9号

(現行)		(改定)	
旧9級1号俸	(308,800)	9,000	旧9級1号俸
判事補6号			判事補6号
検事14号	(304,700)	4,900	検事14号
旧8級3号俸	(299,800)		旧8級3号俸
		X = 303,700 + 7,700 ×	(303,700)
		= 307,892.22	
		= 307,900	

旧9級1号俸：前述のとおり

旧8級3号俸

①切替号俸である現6級1号俸の改定率を乗じるが $(299,800 \times 323,100 / 319,200 - 299,800 = 3,663)$

②現6級1号俸の改定状況 (3,900円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 (3,663 → 3,900)

◎ 判事補7号・検事15号・簡裁判事12号・副検事10号

(現行)		(改定)	
旧8級2号俸	(290,500)	9,200	旧8級2号俸
判事補7号			判事補7号
検事15号	(287,500)	6,200	検事15号
旧8級1号俸	(281,300)		旧8級1号俸
		X = 285,200 + 9,200 ×	(285,200)
		= 291,400.00	
		= 291,400	

旧8級2号俸

①切替号俸である現6級1号俸の改定率を乗じるが $(290,500 \times 323,100 / 319,200 - 290,500 = 3,549)$

②旧8級2号俸は旧8級3号俸よりも下位の号俸であるところ、旧8級3号俸の改定状況 (3,900円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 (3,549 → 3,900)

旧8級1号俸

①切替号俸である現6級1号俸の改定率を乗じるが $(281,300 \times 323,100 / 319,200 - 281,300 = 3,437)$

②旧8級1号俸は旧8級2号俸よりも下位の号俸であるところ、旧8級2号俸の改定状況 (3,900円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 (3,437 → 3,900)

◎ 判事補8号・検事16号・簡裁判事13号・副検事11号

(現行)		(改定)	
旧8級1号俸	(281,300)	8,600	旧8級1号俸
判事補8号			判事補8号
検事16号	(278,000)	5,300	検事16号
旧7級2号俸	(272,700)		旧7級2号俸
		X = 277,400 + 7,800 ×	(277,400)
		= 282,206.98	
		= 282,200	

旧8級1号俸：前述のとおり

旧7級2号俸

①切替号俸である現5級1号俸の改定率を乗じるが $(272,700 \times 295,400 / 290,700 - 272,700 = 4,409)$

②現5級1号俸の改定状況 (4,700円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 (4,409 → 4,700)

◎ 判事補9号・検事17号・簡裁判事14号・副検事12号

(現行)		(改定)	
旧7級1号俸	(264,100)	6,500	旧7級1号俸
判事補9号			判事補9号
検事17号	(258,000)	400	検事17号
旧6級2号俸	(257,600)		旧6級2号俸
		X = 263,200 + 5,600 ×	(263,200)
		= 263,544.62	
		= 263,500	

旧7級1号俸

①切替号俸である現5級1号俸の改定率を乗じるが $(264,100 \times 295,400 / 290,700 - 264,100 = 4,270)$

②旧7級1号俸は旧7級2号俸よりも下位の号俸であるところ、旧7級2号俸の改定状況 (4,700円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 (4,270 → 4,700)

旧6級2号俸

①切替号俸である現4級1号俸の改定率を乗じるが $(257,600 \times 271,600 / 266,000 - 257,600 = 5,423)$

②現4級1号俸の改定状況 (5,600円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 (5,423 → 5,600)

◎ 判事補10号・検事18号・簡裁判事15号・副検事13号

(現行)		(改定)	
旧6級1号俸	(249,200)	0	旧6級1号俸
判事補10号			判事補10号
検事18号	(249,200)		検事18号

旧6級1号俸

①切替号俸である現4級1号俸の改定率を乗じるが(249,200×271,600/266,000-249,200=5,246)

②旧6級1号俸は旧6級2号俸よりも下位の号俸であるところ、旧6級2号俸の改定状況(5,600円増額)よりも不利な改定となるのはバランスを失るので調整(5,246→5,600)

◎ 判事補11号・検事19号・簡裁判事16号・副検事14号

(現行)		(改定)	
旧5級2号俸	(246,000)	5,700	旧5級2号俸
判事補11号			判事補11号
検事19号	(243,400)	3,100	検事19号
旧5級1号俸	(240,300)		旧5級1号俸
		X = 246,400 + 5,600 ×	3,100 ÷ 5,700
		= 249,445.61	
		= <u>249,400</u>	

旧5級2号俸=現3級9号俸であるから、現3級9号俸と同様に改定

旧5級1号俸=現3級5号俸であるから、現3級5号俸と同様に改定

◎ 判事補12号・検事20号・簡裁判事17号・副検事15号

(現行)		(改定)	
旧5級1号俸	(240,300)	5,900	旧5級1号俸
判事補12号			判事補12号
検事20号	(237,700)	3,300	検事20号
旧4級2号俸	(234,400)		旧4級2号俸
		X = 240,900 + 5,500 ×	3,300 ÷ 5,900
		= 243,976.27	
		= <u>244,000</u>	

旧5級1号俸：前述のとおり

旧4級2号俸=現3級1号俸であるから、現3級1号俸と同様に改定

◎ 副検事16号

(現行)		(改定)	
旧4級1号俸	(226,500)	0	旧4級1号俸
副検事16号	(226,500)		副検事16号

旧4級1号俸

①切替号俸である現3級1号俸の改定率を乗じるが(226,500×240,900/234,400-226,500=6,281)

②旧4級1号俸は旧4級2号俸よりも下位の号俸であるところ、旧4級2号俸の改定状況(6,500円増額)よりも不利な改定となるのはバランスを失るので調整(6,281→6,500)

◎ 副検事17号

(現行)		(改定)	
旧3級4号俸	(219,200)	6,800	旧3級4号俸
副検事17号	(218,800)	6,400	副検事17号
旧3級3号俸	(212,400)		旧3級3号俸
		X = 221,100 + 5,700 ×	6,400 ÷ 6,800
		= 226,464.71	
		= <u>226,500</u>	

旧3級4号俸=現2級13号俸であるから、現2級13号俸と同様に改定

旧3級3号俸=現2級9号俸であるから、現2級9号俸と同様に改定

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

用例集

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

附則関係

附則第一項の例 1 ページ
附則第二項の例 1 ページ

理由関係 1 ページ

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

附則関係

附則第一項の例 1 ページ
附則第二項の例 2 ページ

理由関係 2 ページ

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

【附則関係】

附則第一項の例

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第九十号）一部を改正

附則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

附則第二項の例

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第九十号）一部を改正

附則

（給与の内払）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に

【「理由」関係】

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（令和四年・第二百十回国会提出）一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

【附則関係】

附則第一項の例

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第九十一号）一部を改正

附則

（給与の内払）

この法律による改正前の裁判官の報酬等に

関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

附則第二項の例

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第九十一号）

附則

(給与の内払)

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

の俸給月額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

【「理由」関係】

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（令和四年・第二百十回国会提出）一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官